

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和5年1月17日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社青山製作所製造本部

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

申請者はカーボンニュートラルへの取り組みを従来の製造中心の省エネ活動ではなく全社課題と位置づけ活動しており、「見える化」と「減らす化」によるCO₂排出量削減に取り組んでいる。

「見える化」では、工程別エネルギー使用量の把握や、代表機種エネルギー使用量の解析によるCO₂排出量の多い構成品・材料の明確化などに取り組んでいる。

「減らす化」では、生産技術の開発・導入を通じた省エネ活動や太陽光といった再生可能エネルギーの利活用、日常改善活動による省エネ化などに取り組んでいる。具体的には、申請者のCO₂総排出量の約28%を占めている製造プロセスある熱処理工程に着目し、省エネルギー熱処理炉を導入することで、製品製造時のエネルギー効率性を向上させる。また、2種類の自家消費型の太陽光発電設備（野立・屋上）を導入することにより、使用電力の一部を再生可能エネルギーによる自社発電に切り替える。

これにより、更なる付加価値の創出を目指すとともに、環境への負荷低減を実現させる。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

令和6年度（目標年度）までに同工場の炭素生産性を26.4%向上させることを目的とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

令和6年度（目標年度）に経常利益を計上することを目標とする。

（4）事業適応の種類

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5）計画の対象となる事業

輸送用機械器具製造業（31）

(6) 事業適応の具体的内容

電子部品用ファスナー（ボルト・ナット・カラー）やパーツ、自動車用ファスナーを生産する関工場に、省エネルギー熱処理炉を導入する。省エネルギー熱処理炉とは金属製品の調質や浸炭を連続的に行う熱処理設備で、メッシュベルト式連続雰囲気熱処理プロセスにおいて排熱の徹底的な有効活用と炉体の断熱強化により、燃料使用原単位を大幅に削減出来る連続熱処理システムである。令和5年度（計画初年度）と令和6年度（計画2年度）に省エネルギー熱処理炉を1炉ずつ導入する計画であり、旧型の炉と比較してLPG消費量を1台あたり16%削減し、炭素生産性を向上させる。

加えて、関工場に2種類の自家消費型太陽光発電設備（野立・屋上）を導入し、購入電力量を削減し炭素生産性を向上させる。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 令和5年2月

終了時期 令和6年12月